

専決処分の報告について
(有効期限切れ精製ツベルクリン使用に係る事故処理)

1 事故の概要

令和5年3月15日、BCG(注1)を接種した対象者(乳児)にコッホ現象(注2)の疑いがあると、接種医より保健所へ報告があった。

同日、保健所にて対象者保護者への問診、対象者のBCG接種部位を確認するとともに、結核感染の有無を判断するためツベルクリン反応検査(以下「ツ反」という。)(注3)を実施した。検査後、職員が使用簿を記入する際に、精製ツベルクリンの有効期限が過ぎていたことが判明した。

(注1) 乳幼児の結核性髄膜炎を予防するための予防接種

(注2) BCG接種後早期に接種部位に発赤等が起こる現象

(注3) 精製ツベルクリン溶液を前腕に皮内注射し、48時間後に発赤等の大きさを測定し、陽性か陰性を判定

2 対応の経過

令和5年3月15日(事故当日)

対象者宅を訪問し、謝罪及び経緯を説明した。

令和5年3月17日

対象者と保護者が保健所に来所。ツ反判定は陰性であったが、有効期限切れの精製ツベルクリンを使用しており、正確な判定が困難であったため、精査目的で専門医療機関へ紹介した。

対象者は、専門医療機関に経過観察のため計4回通院したが、結核感染は認められず、その他身体的問題もなく、令和6年3月に経過観察が終了した。

令和6年3月30日

対象者宅を訪問し、改めて謝罪及び経緯を説明し、区が受診に伴う交通費等を負担することについて、保護者より了承を得た。

3 発生原因と対策

精製ツベルクリンについて、平時の管理、及びツ反実施時における有効期限の確認が不徹底であった。

本件事故発生後、管理マニュアル、管理簿、ツ反検査手順書を整備し、職員に周知するとともに、これらの遵守を徹底した。

さらに令和6年度より、保健所でのツ反の実施は廃止とし、協力医療機関に依頼することとした。

4 専決処分日

令和7年3月11日

5 専決処分の内容

区は、本件事故により対象者が負担した受診に係る費用（交通費・看護料・通院慰謝料）を対象者へ支払うこととした。

6 損害賠償額

金49,032円

7 損害賠償金の支払い

損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損害保険ジャパン株式会社から対象者へ支払われる。